

Q&A

弁護士🐦のための SNSの正しい活用術

「リスクをきちんと踏まえ /

業務で積極的に
SNSを活用できる
弁護士になる

[編著] 広島弁護士実務研究会

A5判・214頁 定価:2,500円+税

本書の特長

弁護士業務におけるSNSの活用術や注意点を具体的なケースを示して解説。

SNS活用時における法令・規程違反、懲戒請求、依頼者の信頼棄損につながるリスクとその判断基準・回避方法がわかる!

SNSに関する基本的な用語の説明や、依頼者・相手方側・自身の事務所の事務員らがSNSを利用する場合の弁護士業務への影響、交渉に役立てられるメリット等についても言及し、SNSを利用しない弁護士にも役立つ一冊。



『Q&A 弁護士業務広告の落とし穴』
深澤諭史[著]

も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Contents

第1 弁護士がSNSを始めてみる

- はじめに
- 1 SNSの前提知識
 - (1) 各SNSの比較・用法
 - (2) アカウントの作成
 - ア 実名で利用するに当たっての留意点
 - イ 匿名での利用の場合
 - ウ アイコンや背景画像について
 - エ 関係規定等
- 2 SNSとブログ・HPの違い
- 3 SNSのメリット・活用法
 - COLUMN.1 Facebookの弁護士向けグループ例
 - COLUMN.2 オフ会とは
- 4 友達申請やフォロー相手の選択
 - (1) 申請する・される場合に注意すること
 - (2) 実際にやりとりをするに当たって
- COLUMN.3 弁護士同士の居酒屋での会話
- 5 SNSを受任事件に利用するに当たって

第2 弁護士がSNSを私的な場面で利用する

- 1 プライベートな投稿
- 2 私的な投稿にまつわるトラブル
 - (1) 名誉毀損
 - (2) プライバシー侵害
 - (3) 肖像権侵害
 - (4) 著作権侵害
- 3 その他の投稿、SNS独自機能の注意点

第3 弁護士がSNSを業務の場面で活用する

- 1 弁護士が負う守秘義務について
- 2 刑事事件に関する投稿
 - (1) 進行中の事件について
 - (2) 終了した事件について
- 3 民事事件・家事事件に関連する投稿
 - (1) 相談・受任段階の事件について
 - (2) 進行中の事件について
 - (3) 終了した事件について
- 4 受任していない事項に関連する投稿

第4 SNSを利用しない弁護士もSNSを知っておく

- 1 法律事務所の事務員がSNSを利用するに当たって
- 2 司法修習生がSNSを利用するに当たって

第5 弁護士の情報管理

- 1 従前から指摘されている情報管理
- 2 インターネット時代の弁護士の情報管理
 - (1) 事件記録の管理・情報の共有について
 - (2) メール・メーリングリストについて

SNS座談会

第2 弁護士がSNSを私的な場面で利用する

Q52 「死刑反対」という自らの信条をツイートしたところ、「死刑制度を前提とした現行法の理念に反する投稿をした」「違法精神のない弁護士」と言われました。まづかったでしょうか。

A52 現行法の死刑制度を前提に、それを廃止すべきであるという思想・信条の表明、政治的主張などは当然許されます。

解説

弁護士を名乗って投稿する以上、法の理念に著しく反するような投稿は差し控えるべきであり、例えば違法行為を奨励するような発言は、それ自体が他者に対する権利侵害とはならなくても「品定め」のおそれがあります。

しかし、本設問のような死刑制度は、現行憲法に照らしても賛否両論があり得る制度であり、諸外国が死刑制度を廃止している今日において、すべきだと主張すること自体は何ら問題ありません。その他、政治的言論として、「生活保護の基準」「不法滞在の外国人にも健康保険制度の加入を主張は、現行法規に反する内容でもないため、（これを禁止する法律はなく、また、判例にも見えます）。

ただし、さすがに「殺人を解禁すべきだ」といった主張が真摯な政治的主張であったとしても（むしろ、弁護士としての品位を損なう言動として問題とされる）、弁護士が本気でそのようなことを考えているが、皮肉や逆説的な物言いのつもりで極端なことを言っただけがクローズアップされるおそれがあるため、なります。

82

問題直面時や
予防のために
採るべき行動がわかる

3 その他の投稿、SNS独自機能の注意点

報道された事件や自らの見聞きした事件に関して、他の弁護士の業務に対して極端な批判をするものも見受けられます。十分な事実確認に基づいて適切に指摘・批評をしたり必要な批判をしたりするのであれば問題ありませんが、他の弁護士らの弁護士活動や、刑事弁護などの制度に対する誤った認識や不信感を与えたり、各種の法制度について誤った認識を与えたりすることについては、弁護士のテレビ番組での発言についてなされた懲戒請求により品位を失うべき非行に該当すると判断されたものがあります（大阪弁護士会2010年9月17日処分）。

Q53 法的見解の表明をした場合、弁護士として責任を負いますか。

A53 単なる意見表明について、法的責任を負うことはありません。

解説

SNS上では、ニュースなどを元にして、時事ネタに関する自己の意見が多く述べられています。

そうしたSNS上で、弁護士が「この事件の被疑者は不起訴になるだろう」とか「不貞の慰謝料として一千万円までは認められない」となどの法的見解を述べた場合、たとえ内容が間違っているとしても原則として責任を負うことはありません。これらは単なる一意見であって、個別のケースによっては別の意見もあり得ることは、一般の読者が普通の読み方をした場合には自明のことだからです。

SNS上であっても、特定人から具体的な法律相談を受け、弁護士がそれに対して法律相談として答える場合には、内容が間違っていれば相談者に対する弁護士過誤に当たるおそれがあります（SNSで法律相談をされた場合の対応については、Q17も参照）。

ただし、SNS上で意見を交換する際に、弁護士業務としての法律相談にまで至ることはほとんどないでしょう。弁護士として責任を持って法律相談対応をするには、基本的には面談による十分な事案の聴き取りと、必要な資

83

利用時の初歩的な
留意点、SNSを利用する場合の
弁護士業務への影響等について
具体例を示して解説

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 弁護士SNS

検索

